

議案第七号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第六項中「公園予定地等」を「公園予定区域等」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「公園予定地及び」を「公園予定区域及び」に改める。
第五条中「第五条第一項」を「第五条第二項」に、「又は管理させる」を「、又は管理させる」に改める。

第六条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「公園予定地等」を「公園予定区域等」に改める。

別表第一中

杉並区立神戸町児童遊園

杉並区下井草五丁目一九番八号

杉並区立西田児童遊園

杉並区荻窪二丁目四〇番一号

を

杉並区立神戸町児童遊園

杉並区下井草五丁目一九番八号

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

西田児童遊園を廃止する等の必要がある。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義) 第二条 略 2 5 略 6 この条例において「公園予定区域等」とは、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び予定公園施設をいう。 (資格) 第五条 法第五条第二項の規定により、都市公園において、公園施設を設け、又は管理させることができる者は、都内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならぬ。</p> <p>(許可申請書の記載事項) 第六条 法第五条第一項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(定義) 第二条 略 2 5 略 6 この条例において「公園予定地等」とは、法第二十三条第三項に規定する公園予定地及び予定公園施設をいう。 (資格) 第五条 法第五条第一項の規定により、都市公園において、公園施設を設け又は管理させることができる者は、都内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならぬ。</p> <p>(許可申請書の記載事項) 第六条 法第五条第二項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p>

資 料

一 三 略

(準用等)

第二十三条 第五条から第十五条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、公園
| 予定区域等 | について準用する。

2 略

一 三 略

(準用等)

第二十三条 第五条から第十五条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、公園
| 予定地等 | について準用する。

2 略